

# 平成26年 5 月 臨時会 厚生常任委員会記録

平成26年 5 月 19 日 (月)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



目 次

平成26年 5月19日（月） ..... 5 頁



## 平成26年 5 月臨時会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	5 月 19 日 (月)	<p>開会</p> <p>審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第17号、議案甲第10号、議案甲第11号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第17号、議案甲第10号、議案甲第11号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>閉会</p>

## 5月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[平成26年5月19日付託]

議案乙第17号	平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	[可決]
議案甲第10号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第11号	専決処分事項の承認について	[承認]

[平成26年5月19日 委員会議決]

平成26年 5 月 19 日 (月)





## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

国保年金課長 林 吉治

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

国保年金課健康保険係主査 原 裕人

税務課長 平塚 俊範

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 課長補佐兼市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

## 4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

## 5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第17号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案甲第10号 専決処分事項の承認について

議案甲第11号 専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第17号 平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案甲第10号 専決処分事項の承認について

議案甲第11号 専決処分事項の承認について

〔総括、採択〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



説明は、議案乙第17号の厚生常任委員会資料及び厚生常任委員会参考資料によりさせていただきます。

まず、横長の議案乙第17号の厚生常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

歳出のほうに、款12. 前年度繰上充用金を新たに設けまして、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金、節22. 補償補填及び賠償金に平成25年度の歳入不足見込み分9億3,433万9,000円を前年度繰上充用金として計上いたしまして、その財源として歳入のほうの款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分に同額を計上しております。

次に、厚生常任委員会の参考資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度の前年度繰上充用についての資料でございます。

(1)の平成26年度前年度繰上充用は、先ほど申し上げました、今回の補正予算の提案理由でございます。

(2)前年度繰上充用額は、今回の前年度繰上充用額の補正額でございます。

(3)平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算状況(見込)には、今回の前年度繰上充用額の算出根拠や国保財政の状況などを記述いたしております。

平成25年度の歳入・歳出の決算につきましては、現時点での見込み額でございますが、歳入合計が74億5,854万1,000円。歳出合計が83億9,288万円。差し引きで9億3,443万9,000円の歳入不足を見込んでおりまして、この額を前年度繰上充用金として今回お願いをしているところでございます。

なお、平成25年度の収支状況でございますが、実質単年度収支といたしましては、平成25年度歳出の款12の前年度繰上充用金9億1,740万7,000円、これは、平成24年度決算の赤字分の補填額でありますので、これを平成25年度の歳出額から除外いたしますと平成25年度の実質単年度収支は、マイナスの1,693万2,000円と見込んでおります。

この要因といたしましては、資料の下のほうに平成25年度の歳入・歳出の状況を記述いたしておりますが、歳入では保険税は税率の改定により現年度の収納額が前年度より約1,300万円、また、滞納繰越分の収納額が前年度より約1,100万円ほど増加の見込みであります、その一方で、前期高齢者交付金が、これが前々年度の精算により超過交付分が減額されまして、前年度より約1億2,900万円減少しております。

また、歳出では平成25年度の保険給付費の伸び率は0.2%と低くなっておりますけれども、後期高齢者支援金が8.6%、介護納付金が9.6%と、それぞれ高い伸び率となっております。

これらが相まって、平成25年度の赤字の主な原因となっているところでございます。

次に、累積赤字の状況でございますが、後期高齢者医療制度が始まる前の平成19年度以前

の累積赤字と、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度以降の累積赤字に振り分けをしております。平成19年度以前の累積赤字 8 億6,997万6,000円に対しましては、平成21年度から一般会計からの繰り入れを始めまして、平成25年度も一般会計から4,000万円を繰り入れて赤字が縮小しております。

したがって、平成25年度の実質単年度収支1,693万2,000円の赤字から、一般会計からの繰り入れ4,000万円を差し引きますと、平成20年度以降の累積赤字につきましての平成25年度の実質の赤字額は5,693万2,000円と見込んでいるところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

### **中村圭一委員長**

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行いたいと思います。

ございませんでしょうか。

### **尼寺省悟委員**

実質単年度収支が赤字だということなんですが、今、私の手元に――税率改定が何年前前にあったですね。その時の計画、ないんですけども、少なくとも私の記憶ではマイナスになるっちゃうことはなくて、ずっと黒字が続くという設定で計画がつけられていたと思うんですが、何でこうなったのかっていうことについて、今の説明では、特に前期高齢者交付金が約1億2,900円減少したというふうなことも言われたんですが、こうしたことはその時に、改定した時に想定し得なかったことなのか。

恐らく、そうだろうと思うんですが、それぐらいこうしたものは、こう変動していく……、なのかと、いったことを聞きたいんですが。

### **林 吉治国保年金課長**

保険税の税率改定により、現年度収納額上がっております。

前期高齢者交付金につきましては、先ほど申し上げましたように、この精算が前々年度の、結局、当該年度に概算で交付されまして、その精算が翌々年になるということで、確定値が出てからの分になりますので、その関係でなかなか予測がつきにくいと。

それともう一つ、税率を改定する時にこの見込みをちゃんとしていなかったのかということでございますけれども、平成23年度に税率改定の議案をお願いいたしまして、平成24年度から本年度まで税率をそれぞれ改定しておりますけれども、一番の大きな要因といたしましては、その当時、平成20年度から後期高齢者の分が始まったんですけれども、当時、伸び率を3%、4%で見込んでおりましたけれども、御存じのように急激な高齢化等、医療費の増高などがございまして、それぞれ当初の見込みよりも、先ほど申し上げました後期高齢者支援金分で8.6%、介護納付金で9.6%と高い伸び率となっておりますので、これらの分が要因

となって赤字となっております。

なお、最終の決算見込み、今のところ見込みにより、実質単年度収支の赤字を1,693万2,000円と申し上げておりますけれども、出納整理の5月のあとの決算、最終決算で正確な数字というのは出てくると考えておりますので、よろしく願いいたします。

### **尼寺省悟委員**

と、いうことは、今後こうした傾向といたしますか、傾向が続くのかと。

もし、続くとするならば、赤字が続いていて、結果として何年か経って、また、上げないかんといったこともあり得るんですか。

### **林 吉治国保年金課長**

去年、社会保障制度……、国会におきまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、俗にいうプログラム法ですが、それが成立いたしましたして、その中で、公平の負担化と、今までは、若い世代が高齢者の給付を支えるということでしたけれども、年齢別から負担能力別ということで、負担能力がある方には負担をさせていただくというような方向を、これは別に、この国民健康保険だけには限っておりませんが。

また、その一方で、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでと言われておりますので、低所得者対策は十分すると。その際に、財政基盤の安定というのが地方から非常に求められているところですが、この中で、一応、平成29年度の広域化、都道府県による国保財政の運営ということが上がっておりますけれども、現在、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議、いわゆる国保基盤強化協議会というのがございまして、それが、政務レベルの協議がありまして、7月までに10回ぐらいワーキンググループの協議がありまして、一応、7月に取りまとめがございます。

それから、社会保障審議会の医療保険部会で、これも、このプログラム法について、今後の協議が進められておりますけれども、その中で、国保基盤強化協議会の中間取りまとめとこの医療保険部会でのヒアリングとか、実施状況の把握をされた上で、この部会のほうで12月までに取りまとめをして、来年の通常国会に法案を提出するという流れになっておりますので、その流れの中で、国民健康保険の財政運営の安定化につきましては、また、対応をさせていただきたいと考えております。

### **尼寺省悟委員**

最後なんですがね、結果として、前期高齢者交付金、それから後期高齢者支援金とって、ある意味では鳥栖市の国保ちゅうんか、ちょっと違ったところで、こういうふうな大きな、何ちゅうか想定外の要因が出てきて、結果として、鳥栖市に大きな影響を与えていると。

何か、そういうふうにと考えると、その何かね、鳥栖市のほうで幾ら努力して、できるだけ

病院にかからないように、こういうふうな努力をしていますが、それを何か、何かね、焼け石に水のようなね、何か、制度の問題が非常にあるような気がちょっと、聞いてみてね、こうするんですけどもね。

**林 吉治国保年金課長**

先ほど申しあげましたプログラム法の中では、社会保障制度の確立を図るための行程というのが決められておまして、これは、保険だけじゃなくて、医療から、あと子育てとか、そういう福祉関係全体の行程表なんですけども、その中で、今回の後期高齢者医療保険も、後ほど専決処分が出てまいりますけれども、それぞれ低所得者対策などされております。

当然、後期高齢者についても、とにかく財政基盤の安定というのが、知事とか市長会から町村長会からも代表が出ておりますけれども、その中で、希望されているのは、もう、その分が一番の、大きい希望を出されております。

以上でございます。

**中村圭一委員長**

その他ございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ質疑を終わります。



**議案甲第11号 専決処分事項の承認について**

**中村圭一委員長**

次に、議案甲第11号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**林 吉治国保年金課長**

ただいま議題となりました、議案甲第11号 専決処分事項の承認について御説明をさせていただきます。

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。

本案につきましては、平成26年度の地方税法施行令の一部改正が平成26年3月31日に公布されまして、平成26年4月1日施行分につきましては、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成26年3月

31日に専決処分を行いましたことに伴いまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容につきましては、委員会参考資料によりまして御説明をさせていただきます。参考資料の3ページをお願いいたします。

1番目に、改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正によるものでございます。

2番目に、改正の概要でございますが、改正は2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げるものでございます。

影響につきましては、現時点での見込みで記載をさせていただいております。

なお、4月7日の委員会で申し上げました影響世帯、影響額につきましては、改正前と改正後の賦課限度額の超過世帯数と、その超過世帯数に伴う影響額をそれぞれ比較いたしました数字でございましたので、全体としての影響につきましては、今回の資料のとおりでございますので、訂正をさせていただきます。

改正の2点目は、低所得者の被保険者に対し保険税軽減措置の拡充を図るため、5割軽減の算定で、世帯主を除いた国保加入者数を乗じていたものを、世帯主を含む国保加入者数に、また、2割軽減の算定で、国保加入者数に乘じる額が33万円であったのを45万円にそれぞれ改正をされております。

なお、改正による影響につきましては、これも現時点での見込みで記載をさせていただいております。

また、改正条例の施行日は平成26年4月1日でございます。

以上、御説明とさせていただきます。(発言する者あり)

済みません。

33万円から45万円と申し上げましたけども、訂正をさせていただきます。35万円から45万円に改正をされております。申しわけございません。

### **中村圭一委員長**

執行部の説明が終わりました。これより、質疑を行いたいと思います。

質疑のある方、挙手お願いいたします。

### **尼寺省悟委員**

議案甲第11号の専決処分の承認について、について質問します。

まず、数字のほうから質問したいんですが、賦課限度額ですね。説明があったんですが、この賦課限度額というのは、私の記憶では毎年上がってような気がするんですが、平成19年



度からでいいんで、この間どういうふうになってきたのか、ちょっと答弁をお願いします。

### **林 吉治国保年金課長**

平成19年度は、平成20年度から後期高齢者が始まっておりますので平成19年度は、医療給付費分と介護納付金分でございますけれども、当時、医療給付費分が56万円、介護納付金分が9万円。

これが、平成20年度になりまして、医療給付費分が9万円下がりました47万円、逆に、新しく後期高齢者支援金分が入りまして、これが12万円。介護納付金分はそのままでございます。

それで、平成21年度が、医療給付費分と後期高齢者分は変わりませんが、介護納付金分が1万円上がりまして10万円。

それから平成22年度が、医療給付費分が3万円上がりまして50万円、後期高齢者支援金分が1万円上がりまして13万円。介護納付金分はそのままでございます。

それから平成23年度が、医療給付費分が1万円上がりまして51万円、後期高齢者支援金分が1万円上がりまして14万円、介護納付金分が2万円上がりまして12万円。

それから、平成24年度につきましては、そのままでございます。

平成25年度もそのままでございます。

平成26年度が、先ほど説明しましたように、後期高齢者支援金分と介護納付金分がそれぞれ2万円ずつ上がると、こういう経緯でございます。

### **尼寺省悟委員**

今の説明では、平成19年が合わせて65万円と今回上がって81万円と。6年間、7年間で、幾らかね、16万円上がったというわけですね。

それで次、質問しますが、今、超過限度……、世帯数言われましたんですが、実際こういった方々の所得ですね、幾らなのかということで、夫が43歳、奥さんは……、幾らですか……、済みません。

これ、そちらのほうが出してる資料ですね。これで、モデル世帯ということで、夫43歳、妻38歳、夫の所得が250万円、妻の所得が38万円、子供1人というふうなことでモデル世帯の金額が書いてあるんですけど、この例にのっとって、子供が1人の場合と、2人の場合で限度超過をする人の所得は幾らなのか。

推定でいいので教えてください。

### **林 吉治国保年金課長**

影響を受けるモデル世帯の所得でございますけれども、後期高齢者分が473万円でございますのが、改正後につきましては530万円。

それから介護納付金分につきましては404万円でございましたのが460万円というふうに変わります。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

そしたら、今の話では473万円から530万円と。404万円から460万円ということですね、はい。

下のほうの軽減のことについてお尋ねしますが、軽減世帯については1,102世帯、553世帯というふうに書いておられるんですが、現在の世帯はどうなんですか。

今の世帯がこうで、こういうふうに変ったんだということの説明をお願いしたいんですが。

### **林 吉治国保年金課長**

軽減世帯でございますけれども、7割軽減については今回変更がございません。

それで、5割軽減につきましては、後期高齢者分、医療分ですけれども、医療分と後期高齢者分、これの分が（「合わせてでいいですよ」と呼ぶ者あり）

### **尼寺省悟委員**

ちょっといいですか。

627世帯ふえて1,102世帯、それで下のほうは620世帯減じて553世帯ということなんで、恐らく、2割軽減者が新しくふえたわけですね。

そういったところをちょっと、もう少し、今の世帯がこうであって、これこれ結果としてこうなったんだという、そういった形の説明をお願いしたいんですが。

### **林 吉治国保年金課長**

今度、新たに2割軽減になる世帯というのはございません。

それから、2割軽減から5割軽減になるのが、この中で627世帯というふうに書いておりますけど、627世帯が2割から5割になるということでございます。

### **尼寺省悟委員**

それで、結果として3,100万円の増と1,200万円の減ということで1,900万円ふえるわけですよ。（「減るったい」と呼ぶ者あり）いや、減るわけですね。

減ったことによって、当然、財源措置をせんといかんわけですが、その財源負担というのはどんなふうになりますか。県と市で。

### **林 吉治国保年金課長**

影響額の差し引き、1,900万円ほどになりますけれども、これにつきましては、保険基盤安定制度の保険料軽減分の財源として、現行と同様に県が4分の3、市が4分の1の負担割

合で対応することとなっております。

なお、これは先ほどと関係しますけれども、国では、保険税の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても、今後、検討、実施するという予定であるということ聞き及んでおります。

### **尼寺省悟委員**

それでは、ちょっと質問しますけれども。

そもそも、なぜ国は、こういう賦課限度額の改正ですかね、毎年のように上がってきているんですが、なぜ、国は、こういった形で改正していくんですか。

その理由ですね。目的です。

### **林 吉治国保年金課長**

これは、先ほども乙17号でも申し上げましたけれども、大きな流れといたしましては、社会保障制度改革国民会議の提言を受けまして、先ほどのプログラム法というのが国会で可決されております。それをベースにしておりますけれども、これは、社会保障制度が、結局、1970年代の高度成長期の時代と違いまして、若い人が高齢者を支えるというのが成り立たなくなっておりますので、これを負担の公平ということで、負担能力のある方には出していただくというのが大きくございます。

この中で、年齢別から負担能力にと。全世代型というふうなことで言われておりますけれども、このような考え方が医療保険制度にも適用されまして、その流れとして国民健康保険について、相当の所得がある方については、負担をしていただく。

ただし、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりででございますので、低所得者が特に多い国民健康保険の軽減措置の拡充を図るべきである、というのが大きな流れでございます。

具体的には、賦課限度額の見直しにつきましては、国保税の賦課限度額につきましては、平成26年度の国保税の限度額超過世帯の割合——推計でございますけれども——これが平成25年度と比べまして、限度額超過世帯の割合が増加する見込みであるということでございます。

それと、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額超過世帯の割合が平成25年度と比べまして、医療給付費分は3%未満であります、後期高齢者支援金分は3.5%超、介護納付金分は4%超となっております、ばらつきが増加する見込みであります。

それで、これにつきましては、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ引き上げまして、これによりまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、この三つが、それぞれ3%未満となるということでバランスを図ると。

保険税の軽減措置の拡充につきましては、これまで、保険税負担が困難となる国民健康保険の低所得者に対して、負担軽減が図られてきたことが、先ほど申し上げましたように、国民皆保険制度の維持につながってきたことを踏まえまして、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減判定所得の基準を見直し軽減対象を拡大すると、これが今回の改正の理由となっております。

以上でございます。

### 尼寺省悟委員

ちょっと答弁が長かったんで、何を質問しようとしてたのか……。

結局、言いたいのは賦課限度額、今回引き上げたのは、そのことによって中間層といえますか、特にそういったところを和らげるためというような説明を国のほうでやってるんやけども、結果として賦課限度額、さっきも話出たんですけども400万円とか450万円、これ、決して高所得者やないんですね。家庭の一家族の中での所得が400万円、500万円といったら大体、収入といったら7割ですので、600万円とかそういうレベルでしょう。

それで、子供が1人と2人おって、40歳やったら、そういった方々が高所得者とは、本当にとんでもないわけでしょう。普通の一般家庭、われわれの市会議員で収入が650万円だから所得は400万円、450万円ですよ。これぐらいのレベルで、子供が1人も2人もおって、高校とか大学行きよって、こういった形でどんどん上げるっちゅうのは、私はちょっと問題だと思うしですね。

ましてや、所得の2割近いでしょうが。八十何万円、所得が400万円やったら2割でしょう。所得の2割も保険税を払わないかんちゅうのは、これは余りにも高すぎると思うんですよ。

そして、後で言いますけどね、その、やり方が問題、やり方がね。これは、専決処分の承認でしょう。だから、議会で論議するんじゃなくて、執行部で決めておいて、これでいいですかというやり方でしょうが。

今まで、税率を改定する時は、議会でずっと議論して、議論して議論して、前回の場合、一つの議会でだめやったからもう一遍、11月に臨時議会開いて、そしてやったわけでしょう。今回の場合は、そうじゃないわけでしょうが。

さっきも言ったような形で、65万円から81万円まで、もう、毎年みたいな形で上げていくでしょう。私は、こういったやり方ちゅうのはちょっとひどすぎると思うんですがね。

そこで、ちょっと質問しますけども、最高限度額についての考え方ですよ、国が81万円になったからちゅうて、即、鳥栖市もそれにならってする必要はないわけでしょう。

実はここにね、これは、関東のある町のホームページに書いとるんですが、課税限度額に

ついてね、国民健康保険税についても、ほかの目的税と同様に、応能原理の適用に一定の制限を設ける必要があるから、課税の最高限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定すると、最高限度額を条例で決める、その範囲内ですということ。

だからね、例えば、政令では51万円だけれども、日高市では50万円、所沢市では50万円、狭山市では44万円、富士見市では47万円とこういうふうにしておるんですよ。

だから、国が81万円と決めたからといって、即、鳥栖市がせんでもいいわけですよ。この81万円の範囲内で決めていいんだから。

そうなってくると、別に私は、国がそう決めたから即値上げというふうには私はならんと思うんですけども、そういうふうな、これ承認で、専決処分で決めたっちゃうことと言えばそうかもしれんけども、そういったこともできるわけ。できないんですかね。

### **林 吉治国保年金課長**

専決処分でございますけれども、これが、先ほど申し上げましたように、地方税法施行令の一部改正が平成26年の3月31日に公布されて、4月1日から施行されております。

それで、国民健康保険税の賦課期日は4月1日でございます。

普通徴収に関しての納付書は6月中旬に送付するようになっておりますし、特別徴収の通知は4月中旬から送付するようになっておりますので、スケジュール的にも間に合わないため専決処分をさせていただいたものであります。

それと、必ず上げなければならないのかということでございますけれども、賦課限度額の上限は政令で定められまして、実際には、各市町村が条例で決めることとなっておりますが、国のほうでは、上限が引き上がった場合にはできる限り速やかに対応するように、と指導しております。

これにつきましては、御存じのように国民健康保険、もう、全般的に、全国的に大きな赤字になっておりまして、それぞれ、一般会計なり、基金なりの補填をしております。そのような関係もございます。

それから、例えば、上げなかった時にペナルティはないのかというようなことも、先ほどの国保基盤強化協議会の中で出てますけれども、制度的にはペナルティはないとなっておりますけれども、国のほうでは、技術的なことを言えば、細かいところでは若干あるが直接には大きな影響はないと理解していると。

これは結局、市町村としては、賦課限度額を上げないと影響はあるというふうに理解をしておりますし、また、財政的に余裕があると国から見られまして、調整交付金の算定においても影響があると考えております。

これによりまして、確かに、議員が言われましたように賦課限度額よりも低い設定をして

いるところございますけれども、全国で見ますと9割を超える自治体が上限に張りついた形での対応をしております。

それで、佐賀県は、20市町、全市町が今回の改定に合わせて上限額を引き上げております。

以上でございます。

### **尼寺省悟委員**

質問にないところまで答えていただいて、ありがとうございます。

それで、結論として私が言いたいのはね、賦課限度額についてそのままにしておいて、下のほうの軽減措置についてやると、こういったことができないのかということなんですがね。

よく聞いてくださいよ、そもそも81万円に上げるということは、想定はしてなかったわけでしょうが、少なくとも税率改定の時点ではしてなかったはずなんです。81万円になるちゅうことは、わからなかった、恐らく、77万円のそれで計算しとったと思うんですね。

それから、下のほうの軽減措置については、これは一般会計から繰り入れるわけであって、国保税の中で、今、言ったようなことやったとしても全然影響はないわけですよ。国保税に影響、もともとの、当初の計画からいって。

だから、そういった意味で、所得400万円とか500万円の人に対し、こうやって毎年のごとく上げるということは大変やし、これはもうやめると。これ、やめるということは、法に違反してるわけでも何でもないし、下のほうについては、これ当然、やらないかと、それで、やったことによって基本的に一般会計から繰り入れるんだから国保については影響がないと。

そういった意味で、上はやらないと、下だけやるといったことができないのかお聞きします。

### **林 吉治国保年金課長**

今回の国の法律の方向性もございますけれども、やはり、各種会議の中で、当然、うちのほうも、先ほどの資料でありますように、非常に、国保財政の運営については、非常に厳しい状態でございます。これは、全国的なものでございます。

その中で、来年度以降に向けて基盤財政の安定化、国の支援を特に、都道府県化に向けて国の支援というのが非常に望まれておりますので、現況の国保財政の中では、今回の賦課限度額の引き上げについては、国の政令に伴いました形で引き上げさせていただきたいと思っております。

軽減負担の拡充につきましては、これにつきましては、やはり国民健康保険は最後のとりでと、国民皆保険制度の最後のとりでということで、国のほうでも、一方では、その軽減負担については十分検討するというようになっておりますので、御理解をお願いします。

## 尼寺省悟委員

あんまり理解できないんですが、最後に念のために、もう1つ聞くんですけど。この、専決処分が承認された場合の予算処置ですね。

要するに、軽減措置が承認されたら、当然、県のほうから、あるいは一般会計のほうから、国保のほうに入ってくるし、上のほうについては税収がふえるわけですね。

そういったことの予算措置の反映とは、それはどんなふうになるわけですか。

## 林 吉治国保年金課長

国民健康保険特別会計の現計予算につきましては、基本的に支出の見込みで予算を組んでおります。

あくまで、概算の予算計上でございまして、最終的に実情に合わせて今回の改定分も含めまして、12月、もしくは3月に補正ということになると考えております。

以上でございます。

## 尼寺省悟委員

12月とか3月ですね。

一応、いいです。終わります。

## 中村圭一委員長

ほかにございませんでしょうか。

## 古賀和仁委員

尼寺委員から専決処分の話あったんですが、私は、もともと専決処分を、条例案自体を専決処分というのは、もともとおかしいんじゃないかという気持ちを持っております。

それで、それを踏まえてお尋ねしますけれども、全国で、専決処分の中で条例案等を日にちの日程もありますけれども、この部分について議会で専決処分する前にしたところがあるのかどうか、その辺は確認されているのかお尋ねしたいと思います、まず。

## 吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

専決処分につきましては、税でやってるところと保険料でやっているところと違いまして、保険料でやってるところにつきましては、国民健康保険法施行令のほうで定められております。

この分につきましては、2月中旬ごろに公布をされておりますので、十分3月の議会に間に合うということで、保険料でされているところについては、議会のほうに提案されたかと思えます。

鳥栖市の場合は、地方税法のほう、税でやっておりますので、地方税法の施行令、こちらのほうの公布が3月31日でございますので、同日付での専決処分をさせていただいたということでございます。

基本的に31日に公布されて、4月1日から施行しなければいけませんでしたので、期間的にも、当然、臨時議会を開くとか、そういうこともできませんでしたので同日付での専決処分をさせていただいたということでございます。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

条例案の場合は、ないということで、というふうな説明だったということですね。

それで、もう一つ、このことによって、増と減とあって、それぞれ収入が変わってくるということなんですけど、先ほどの国保税の充用ところでは、約7億円から3億円、合わせて10億円ぐらいあって、後期高齢者納付金それぞれ8.6%、9.6%と毎年伸びておるというふうな説明を受けたんですけど、これによって、平成25年度は約1,600万円ぐらいの赤字があって、これによって、どのぐらいの平成26年度はなっていくのかどうか、実際に、単年度で、十分な黒字になるのかどうか、その辺を踏まえてどういうふうになってるのかお尋ねします。

#### **林 吉治国保年金課長**

後期高齢者支援金分8.6%、介護納付金分9.6%と、それぞれなっておりますけれども、これにつきましては、年度によって増減がございますので、これがずっと8.6%が続いてきているわけでもございませんし、これは、平成26年度の推計については、資料持ってきておりませんが、その分によって、確かに影響はあると思いますけれども、平成25年度の一番大きい赤字の原因については、やっぱり前期高齢者交付金の精算による超過交付分の減額、1億2,900万円が一番大きいものでございましたので、これは、予測がなかなかつきにくいものでございますので、そういう要因が最大の原因と考えております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

直接は、関係ないということで理解していいわけですね。

#### **林 吉治国保年金課長**

直接に関係はないということではございませんけれども、当然、高齢者、それから介護というのはふえてまいるのは、もう、わかっておりますので。

ただ、これの実績がどのようになるかということで、決算が、まだ平成26年度出てきますけれども、こういう精算などの要因が非常に大きいものがあるということで、御説明をさせていただいております。

#### **中村圭一委員長**

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕





そのとおりでございます。

**中村圭一委員長**

ほかにごいませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

oo

**中村圭一委員長**

なければ、質疑を終わります。

それでは、休憩に入りたいと思いますが、休憩後に日程では、自由討議、総括、採決となっておりますが、委員の皆さんの中で自由討議の御計画のある会派いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

なければ、もう、休憩後には執行部も入っていただくようお願いいたしまして、休憩とさせていただきます。

**午前10時59分休憩**

oo

**午後1時7分開議**

**中村圭一委員長**

それでは再開をいたします。

oo

**自由討議**

**中村圭一委員長**

委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いい





それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



**中村圭一委員長**

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて平成26年5月臨時会の厚生常任委員会を閉会いたします。

午後1時9分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 村 圭 一

